

## 商品概要説明書

### 定期積金

(2020年6月15日現在)

商品名	・JA市原市 年金受給口座振替定期積金
販売対象	・当JAにて年金受給されている方 ・58歳以上の方で当JAに年金受給指定いただける方 (年金受給予約票を発行させていただいた方)
期間	・1年以上7年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を口座振替による分割受入 ・1回当たり5,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 上乘利回り (3) 支払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金  (6) 金利情報の 入手方法	・契約時の約定利回りに上乗せした利回りを満期日まで適用します。 ・0.008% ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税 ※2037年12月31日までの間は20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
掛込方法	・普通貯金口座からの自動振替
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または金融部 (電話: 0436-23-8555) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定日回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。